

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 人間ドックを受診するために前日から入院をしたのですが、入院給付金が支払われませんでした。

CFP®認定者 : 入院給付金は、病気や不慮の事故(ケガ)の治療のために入院した場合が支払いの対象になります。そのため、人間ドックや美容目的など、病気やケガの治療が目的ではない入院をした場合、入院給付金は支払われません。

2. 相談者B : 乳がん検診を受け、精密検査を受けるよう医師に言われたのですが、まだ受けていません。がんと診断されたわけではないので精密検査のことは告知せずに医療保険に加入しようと考えていますが、問題はないでしょうか。

CFP®認定者 : 保険加入時に事実と相違した告知をすると告知義務違反となり、保険金や給付金が支払われないことや、契約が解除される可能性があります。がんと診断されていない場合、がん検診の結果、要再検査や要精密検査を指摘されたかどうか告知事項に含まれている場合には、正確に告知する必要があります。

3. 相談者C : 先日夫が亡くなりました。死亡保険金の請求と一緒に、亡くなる前に入院していた際の入院給付金も併せて請求したのですが、受け取った入院給付金には税金が課されるのでしょうか。

CFP®認定者 : 入院給付金の受取人が被保険者本人(被相続人)である場合、支払われた入院給付金は相続税の課税対象となります。なお、入院給付金の受取人が配偶者である場合は、税金は課されません。

4. 相談者D : 収入が激減し、加入している終身保険の保険料の支払いが困難となってしまいました。万一のために死亡保障は残しておきたいのですが、保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払えない場合、契約は失効するのでしょうか。

CFP®認定者 : 保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない場合、生命保険会社が解約返戻金の範囲内で保険料相当額を自動的に貸し付け、契約を有効に継続させる自動振替貸付という制度があります。自動振替貸付により保険料の払込みに充当された金額は、生命保険料控除の対象とならないため、注意が必要です。

(問題2)

(設問B) 生命保険契約についての保険法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険契約者等は生命保険契約の締結に際し、保険会社から質問された事項について、事実の告知をしなければならない。
2. 保険金の支払いに必要な相当期間内に保険金の支払いがない場合、保険会社は原則として遅滞の責任を負う。
3. 介入権の行使期間は、保険会社が死亡保険契約の解約の通知を解除権者から受けた時から2ヵ月である。
4. 保険金受取人の変更は遺言によってもすることができるが、保険契約者の相続人がその旨を保険会社に通知しなければ保険会社に対抗することができない。

(問題3)

(設問C) 保険業法における保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. クーリング・オフの期間は、クーリング・オフに関する書面を受け取った日、または保険料の入金日のいずれか遅い日から起算する。
2. 法人が事業保障資金の準備を目的として加入した保険契約は、クーリング・オフの対象にならない。
3. 団体信用生命保険など、債務の履行を担保するための保険加入は、クーリング・オフの対象にならない。
4. 既存の保険契約に中途付加した特約は、クーリング・オフの対象にならない。

(問題4)

(設問D) 少額短期保険業制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、激変緩和措置は考慮しないものとする。

1. 少額短期保険業者が取り扱う生命保険契約は、生命保険契約者保護機構による保護の対象とされない。
2. 少額短期保険業者が取り扱う生命保険の死亡保険金は、相続税の生命保険金の非課税金額が適用されない。
3. 少額短期保険業者が取り扱う保険契約は、所得税法上の生命保険料控除や地震保険料控除が適用されない。
4. 少額短期保険業者は、外貨建て保険を取り扱うことができない。

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 北村さん(67歳・男性)の2021年分の収入は、下記<資料>のとおりである。北村さんの2021年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：220万円
② 企業年金：100万円 確定給付企業年金契約に基づく年金であり、在職中、北村さんは掛金を負担していない。
③ 個人年金保険(10年保証期間付終身年金)：72万円(内訳：基本年金および増額年金合計で70万円、配当2万円) 北村さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳であった。 既払込正味保険料総額は650万円である。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

＜余命年数表（抜粋）＞

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 247.7万円
2. 248.4万円
3. 250.2万円
4. 266.5万円

（問題6）

（設問B）宮野さんが2021年中に受け取った保険金等は、下記＜資料＞のとおりである。宮野さんの2021年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④はいずれも特約を付加していないものとし、他に一時所得はないものとする。

＜資料＞

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	終身保険	宮野さん	宮野さん	解約返戻金	240万円	200万円	(注1)
②	就業不能 保険	宮野さん	宮野さん	就業不能 給付金	30万円	10万円	—
③	定期保険	宮野さんの母	宮野さんの母	死亡保険金	300万円	50万円	(注2)
④	一時払 養老保険	宮野さん	宮野さん	解約返戻金	150万円	140万円	(注3)

（注1）受取額は、解約返戻金から契約者貸付金およびその利息の合計額20万円を控除した額である。

（注2）宮野さんの母は2021年6月に死亡した。

（注3）10年満期で、加入してから4年4ヵ月後に解約した。

1. 0円
2. 5万円
3. 10万円
4. 15万円

(問題7)

(設問C) 室井雅子さん(以下「室井さん」という)は、2018年9月に夫を亡くし、下記<資料>の[契約①]の収入保障年金の受取りを開始した。室井さんが2021年9月に4回目の収入保障年金および[契約②]の個人年金を受け取った場合、室井さんの2021年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における端数については、小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

[契約①]

保険種類：収入保障保険(10年確定年金)

契約形態：保険契約者(保険料負担者)・被保険者＝室井さんの夫
死亡年金受取人＝室井さん

年金支払回数：10回

年金年額：180万円(内訳：基本年金および増額年金合計で180万円、配当金0円)

既払込正味保険料総額：120万円

年金受給権の相続税評価額：1,600万円

[契約②]

保険種類：個人年金保険(10年確定年金)

契約形態：保険契約者(保険料負担者)・被保険者＝室井さん

年金年額：62万円(内訳：基本年金および増額年金合計で60万円、配当金2万円)

既払込正味保険料総額：500万円

<参考式>

① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額

② 相続税評価割合が50%超の場合の
総収入金額算入額(課税部分)＝一課税単位当たりの金額(※a)×経過年数(※b)

※a 一課税単位当たりの金額＝年金の支払総額×課税割合(※c)÷課税単位数(※d)

※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数(1年未満の端数切捨て)をいう。

※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。

※d 課税単位数＝残存期間年数(※e)×(残存期間年数－1年)÷2

※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数(1年未満の端数切上げ)をいう。

③ 必要経費の金額＝②×(既払込正味保険料総額÷年金の支払総額)

④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0%
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 205,280円
2. 221,960円
3. 238,760円
4. 240,560円

(問題8)

(設問D) 佐野さんが2021年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。佐野さんの2021年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	医療保障特約付終身保険	2006年	月払い	73,000円	(注1)
②	医療保険	2014年	月払い	18,000円	(注2)
③	変額個人年金保険	2015年	月払い	30,000円	—
④	個人年金保険	2021年	全期前納(年払い)	72,000円	(注3)

(注1) 2021年12月1日に特約部分を更新する。更新前後の保険料は以下のとおり。

	更新前(1月~11月)	更新後(12月)
終身保険部分	44,000円	4,000円
医療保障特約部分	22,000円	3,000円

(注2) 損害保険会社の商品である。

(注3) 税制適格特約付個人年金保険である。全期前納契約として、契約時に保険料前納金を払い込んでいる。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 98,500円
2. 99,250円
3. 100,000円
4. 102,000円

問3

山根さんは、下記<資料>の生命保険に加入することを検討しています。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、<資料>の定めによることとします。

<資料>

[無配当終身保険普通保険約款（抜粋）]

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とします。
責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
以下－省略－	

第2条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金は、次のとおりです。

① 死亡保険金

支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺 イ．保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ．戦争その他の変乱

② 高度障害保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者（※1）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※2）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意 イ．戦争その他の変乱

（※1）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（※2）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第3条（保険金の支払に関する補則）

（1）、（2）－省略－

（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本条（3）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用します。

① この保険契約の締結または復活の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

② この保険契約の締結または復活の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注1）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

- ③ 責任開始期前の疾病等について、次のア. およびイ. を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
 - イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。
- (4) 高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金を支払いません。

(5)、(6) ー省略ー

(注1) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

(注2) ー省略ー

第4条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

- (1) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人には死亡保険金を支払いません。この場合、死亡保険金のうち支払わない部分を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- (3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - ① 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - ② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - ③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
- (4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、本条（1）および（3）の規定にかかわらず、当社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第5条～第7条 ー省略ー

第8条（当社の責任開始期）

- (1) 当社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- (2) 本条（1）により当社の責任が開始される日を契約日とします。
- (3) 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- (4) ー省略ー

第9条（保険料の払込み）

- (1) 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法（回数）	払込期月
①	月払（年12回払）	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	年払（年1回払）	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- (2) 本条（1）で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの保険料期間（注1）に対応する保険料とします。

- (3) 第2回以後の保険料が本条(1)に定める払込期月内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に次の事項を通知します。
 - ① 第2回以後の保険料が払込期月内に払い込まれなかったこと。
 - ② 第2回以後の保険料の払込みについての猶予期間
 - ③ 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれないときは保険契約が失効すること。
 - (4) 一省略ー
 - (5) 本条(1)の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(注3)に払い戻します。
 - (6) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料(注4)を支払うべき保険金から差し引きます。
 - (7) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第13条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料(注4)を払い込んでください。この未払込保険料(注4)が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。
 - (8) 本条(7)の場合、未払込保険料(注4)の払込みについては第13条(猶予期間および保険契約の失効)の規定を準用します。
 - (9) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
 - (10) 一省略ー
- (注1) 契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
 (注2) 一省略ー
 (注3) 保険金を支払うときは保険金の受取人とします。
 (注4) 保険契約に付加された特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第10条～第12条一省略ー

第13条(猶予期間および保険契約の失効)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法(回数)	猶予期間
①	月払(年12回払)	払込期月の翌月初日から末日まで
②	年払(年1回払)	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで

- (2) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
 - (3) 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料(注)を保険金から差し引きます。
 - (4) 猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料(注)を払い込んでください。この未払込保険料(注)が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。
- (注) 保険契約に付加された特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第14条～第15条一省略ー

第16条(保険契約の復活)

- (1) 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当会社の承諾を得て、保険契約の復活をすることができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活はできません。
 - (2) 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
 - (3) 保険契約の復活をするときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞保険料(注)を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。
 - (4) 第8条(当会社の責任開始期)(1)の規定は、本条の場合に準用します。
- (注) 一省略ー

第17条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活または契約内容の変更に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人による詐欺の行為があったときは、当社は、保険契約の締結、復活または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第18条～第30条—省略—

第31条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条（1）の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (3) 死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第32条—省略—

第33条（死亡保険金受取人の死亡）

- (1) 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 本条（1）の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条（1）の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (3) 本条（1）および（2）により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第34条—省略—

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- (2) 本条（1）の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- (3) 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

以下—省略—

（別表1）、（別表2）—省略—

（別表3）対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

以下—省略—

(問題9)

(設問A) 山根さんが加入を検討している生命保険の死亡保険金・高度障害保険金の支払いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 死亡保険金受取人が2人おり、1人の死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、もう1人の死亡保険金受取人にはその受取割合に応じた死亡保険金が支払われる。
2. 被保険者が保険契約の復活が行われた翌年に自殺をした場合、保険契約の契約日から3年超経過していても、死亡保険金が支払われることはない。
3. 被保険者が、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その原因となった傷害と因果関係のない責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって両眼の視力を全く永久に失った場合、高度障害保険金が支払われる。
4. 高度障害保険金が支払われる前に死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合、高度障害保険金が支払われることはない。

(問題10)

(設問B) 山根さんが加入を検討している生命保険に以下の条件で加入した場合の保険料の払込みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<加入条件>

契約形態：保険契約者（保険料負担者）＝山根さん
被保険者＝山根さんの妻
死亡保険金受取人＝山根さん
契約日：2021年11月30日
保険料払込方法（回数）：年払い

1. 保険料払込方法（回数）を年払いから月払いに変更することはできない。
2. 第2回以後の保険料が、保険料払込期月内に払い込まれなかった場合、12月1日から翌年1月31日までが猶予期間になる。
3. 2022年11月15日に第2回保険料を払い込み、2022年11月25日に被保険者が死亡して死亡保険金が支払われる場合、第2回保険料は死亡保険金受取人に払い戻される。
4. 保険契約が失効した場合、失効の日からその日を含めて3年以内であれば復活できるが、その際、被保険者に詐欺行為があったときは、保険契約の復活を取り消されることがある。

(問題 1 1)

(設問C) 山根さんが加入を検討している生命保険の保険契約者・死亡保険金受取人の変更に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険契約者は、被保険者および保険会社の同意があれば、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができる。
2. 被保険者が死亡する前に死亡保険金受取人が死亡していた場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる。
3. 死亡保険金受取人を変更するための通知が保険会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金が支払われたときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、保険金は支払われない。
4. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得たうえで、保険会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができる。

問4

柴田さんは、自身の定年が近づいてきたことから、老後の生活設計についてCFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題12)

(設問A) 柴田さんが(1)2021年中に支払った医療費等、(2)2021年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。柴田さんの2021年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、柴田さんの2021年分の総所得金額は600万円である。

<資料>

(1) 2021年中に支払った医療費等			
	治療等を受けた者	内容	支払金額
①	柴田さん本人	入院・手術等の治療費	500,000円
②	柴田さん本人	上記①の退院後、通院にかかった交通費(電車代)	10,000円
③	柴田さん本人	自己の判断により受けたPCR検査の検査費用(結果は「陰性」)	8,000円
④	柴田さんの妻	新型コロナウイルス感染症の予防のために薬局で購入したマスク購入費用	5,000円

(注) 柴田さんの妻は、柴田さんと同居し生計を一にしている。

(2) 2021年中に受け取った給付金等

(ア) 高額療養費：20万円(上記(1)の①柴田さん本人の治療費に係るもの)

(イ) 生命保険からの入院・手術給付金：10万円(上記(1)の①柴田さん本人の治療費に係るもの)

1. 11万円
2. 11.3万円
3. 12.3万円
4. 21万円

(問題 13)

(設問B) 柴田さんは、老後の生活資金の準備方法についてCFP[®]認定者に相談した。個人年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保証期間付終身年金は、年金支払開始時などに年金に代えて保証期間分の年金原資（年金現価）を一括で受け取る場合、保証期間経過後に被保険者が生存していればその後の年金が再開される。
2. 確定年金の年金支払開始後に被保険者が死亡した場合は、残存期間分の年金あるいは残存期間分の年金原資（年金現価）が遺族に支払われる。
3. 外貨建て個人年金保険は、特約を付加することで保険料の支払いおよび保険金の受取りを円貨で行うことができるが、為替レートの変動により、年金受取時の円換算後の年金額が契約時における円換算後の年金額を下回るリスクがある。
4. 目標設定型（ターゲット型）一時払変額個人年金保険は、契約してから一定期間経過後にあらかじめ設定した目標値に運用実績が達した後でも、保険契約者の選択により引き続き特別勘定で運用することができる。

(問題 1 4)

(設問 C) 柴田さんは、下記<資料>の P A 生命保険会社の引受基準緩和型終身医療保険に加入することを検討している。下記<資料>の引受基準緩和型終身医療保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：引受基準緩和型終身医療保険

- ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合の「入院」「手術」も保障します。
責任開始前に生じた病気でも、責任開始時以後に症状が悪化したこと等によって、入院・手術による治療が必要であると医師によって判断されたときは、給付金をお支払いします。
- 持病や入院・手術歴がある方も4つの告知事項すべてが「いいえ」ならお申込みいただけます。

1	最近3ヵ月以内に、医師から入院・手術・検査のいずれかをすすめられたことがありますか。または、現在入院中ですか。	いいえ <input type="checkbox"/>
2	最近3ヵ月以内に、がんまたは上皮内新生物・慢性肝炎・肝硬変で医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。	いいえ <input type="checkbox"/>
3	過去2年以内に、病気やケガで入院をしたこと、または手術を受けたことがありますか。	いいえ <input type="checkbox"/>
4	過去5年以内に、がんまたは上皮内新生物で入院をしたこと、または手術を受けたことがありますか。	いいえ <input type="checkbox"/>

ご注意ください

- この商品（特約を含む）は、持病がある方、入院経験がある方が加入しやすいよう、告知いただく項目を限定し、引受基準を緩和した商品です。このため、当社の他の商品と比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態について、より詳細な告知をいただくことで、保険料が割増しされていない当社の他の商品に契約いただける場合があります。
- 契約日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当した場合には、主契約および特約の給付金・一時金・保険金の支払額は50%に削減されます（災害死亡を除く）。

[保障内容]

保険期間・保険料払込期間：終身

入院	病気・ケガで入院したとき	疾病入院給付金 災害入院給付金 それぞれ1入院につき60日、通算1,000日まで保障 充実プランの場合 糖尿病・高血圧性疾患・肝硬変・慢性腎不全は1入院につき120日まで保障 がん・心疾患・脳血管疾患は入院時の支払日数無制限	1日につき 5,000円
手術	約款所定の手術を受けたとき	手術給付金	1回につき 入院中5万円 外来2.5万円
先進医療	先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金 通算2,000万円限度	先進医療にかかる技術料と同額
死亡	死亡のとき 災害死亡時（約款所定の不慮の事故や感染症により死亡した場合）は、保険金額の削減はなく全額をお支払いします。	死亡保険金	100万円

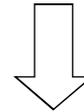
1. 3年前にがんで入院し手術を受け、現在は完治している場合でも、この保険に申し込むことはできない。
2. 契約日より半年後に責任開始前に生じた病気が悪化し入院した場合、疾病入院給付金は支払われない。
3. この保険の充実プランに加入後、契約日より半年後に脳血管疾患により70日間入院し、入院2日目に所定の手術を受けた場合、受け取ることができる疾病入院給付金・手術給付金の合計額は、175,000円となる。
4. 契約日より半年後に約款所定の不慮の事故により死亡した場合、死亡保険金50万円が支払われる。

(問題 15)

(設問D) CFP®認定者は、柴田さんに万一のことがあったときに、残される遺族のために必要となる世帯主の死亡保障の算定手順について説明した。一般的な必要保障額(死亡保障)の算定手順について、次の図の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<一般的な必要保障額の算定手順>

今後見込まれる支出	今後見込まれる収入
末子独立までの遺族の生活費 (現在の年間生活費×70%×末子独立までの年数)	公的年金 (遺族年金、(ア))
末子独立後の配偶者の生活費 (現在の年間生活費×50%×末子独立時の配偶者の(イ)年数)	世帯主の勤務先からの遺族保障 (死亡退職金、弔慰金など)
住宅関連費 (賃貸:家賃の総額、持ち家:(ウ))	個人金融資産
子どもの教育資金の総額、結婚援助資金の総額	遺族の収入見込額
葬儀費用、緊急予備資金	不足額=必要保障額



必要保障額に相当する額を考慮し、保険商品などでカバーすることを検討する

1. (ア) 配偶者自身の老齢年金
(イ) 平均余命
(ウ) 団体信用生命保険付住宅ローンの返済額以外の住居費用
2. (ア) 配偶者自身の老齢年金
(イ) 平均寿命
(ウ) 団体信用生命保険付住宅ローンの返済額を含めた住居費用
3. (ア) 世帯主の老齢年金
(イ) 平均余命
(ウ) 団体信用生命保険付住宅ローンの返済額を含めた住居費用
4. (ア) 世帯主の老齢年金
(イ) 平均寿命
(ウ) 団体信用生命保険付住宅ローンの返済額以外の住居費用

問5

荒木豊さん（以下「豊さん」という）は、個人事業主として設計事務所を営んでおり、老後の生活設計についてCFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
荒木 豊	本人	53歳	自営業
荒木 直美	妻	50歳	専従者

[状況等]

- ・ 豊さんと直美さんは、豊さん所有の事務所兼自宅に居住している。
- ・ 豊さんと直美さんは、これまで公的年金保険料の未納期間はない。
- ・ 豊さんと直美さんは、障害基礎年金の受給権者ではない。
- ・ 老後の生活資金準備のため、国民年金のほかに、国民年金基金および個人年金保険に加入している。
- ・ 豊さんは、できるだけ長く仕事を続けたいと思っているが、65歳をめどに仕事量を減らそうと考えている。

(問題 16)

(設問A) 豊さんは、現在加入中の下記<資料>の保険について名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱い等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[現在加入中の保険]

保険種類：個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	豊さん	直美さん
被保険者	直美さん	直美さん
死亡給付金受取人	豊さん	豊さん
年金受取人	豊さん	直美さん

年金受取開始年齢：65歳

保険料払込期間：65歳払込満了

年金年額・受取期間：48万円・10年間

名義変更までに豊さんが支払った正味払込保険料総額：200万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：180万円（配当金を含まない）

契約時から年金受取開始までの払込保険料総額：400万円

名義変更時点での積立配当金：2万円

1. 豊さんから直美さんに保険契約者を変更した後、豊さんと直美さんが年金受取開始まで生存している場合、名義変更までに豊さんが支払った正味払込保険料総額に対応する年金の受給権は、年金受取開始時に贈与税の課税対象となる。
2. 豊さんが生存中に名義変更した後、年金受取開始前に直美さんが死亡した場合、豊さんが受け取る死亡給付金は、全額が相続税の課税対象となる。
3. 名義変更後に直美さんが支払う保険料は、個人年金保険料税制適格特約を付加することで個人年金保険料控除の対象とすることができる。
4. 豊さんの死亡により名義変更をした場合、直美さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利の価額は182万円である。

(問題 17)

(設問B) 豊さんは、下記<資料>の認知症保険に加入することを検討している。下記<資料>の認知症保険の商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

ご契約例

- ・ 限定告知認知症骨折治療保険
- ・ 保険期間 終身
- ・ 限定告知認知症一時金特約の基準一時金額 200万円
- ・ 軽度認知障害一時金の支払割合 基準一時金額の5%
- ・ 主契約の基準給付金額(骨折治療給付金) 5万円
- ・ 災害死亡給付金額 主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)の10倍
- ・ この保険には満期保険金および配当金はありません。

基本プラン	軽度認知障害 ・ 認知症 【限定告知認知症一時金特約】	初めて軽度認知障害と医師により診断確定されたとき 【軽度認知障害一時金】	10万円	生涯保障
		① 軽度認知障害一時金のお受取り後初めて認知症と医師により診断確定されたとき 【認知症一時金】※ ※軽度認知障害一時金のお受取り後は、基準一時金額から軽度認知障害一時金額を差し引いた金額を認知症一時金としてお受取りいただけます。	190万円	
		または ② 初めて認知症と医師により診断確定されたとき 【認知症一時金】	200万円	
	骨折治療 【主契約】 通算10回限度	骨折をしたと医師により診断され、その骨折に対して初めて治療を受けたとき 【骨折治療給付金】	1回につき 5万円	
	災害死亡 【主契約】	不慮の事故または所定の感染症により死亡されたとき 【災害死亡給付金】	50万円	

+

オプション	① 介護一時金 【限定告知介護一時金特約】	② 介護年金 【限定告知介護年金特約】	③ 保険料免除 【限定告知医療用特定疾病 診断保険料免除特約】	生涯保障
-------	--------------------------	------------------------	---------------------------------------	------

○限定告知認知症一時金特約の保障開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて181日目となります。

○骨折治療給付金のお支払いについて

1. 骨折治療給付金は、180日に1回を限度にお支払いします。骨折治療を複数回受けた場合、骨折治療給付金が支払われることとなった直前の骨折治療を受けた日から起算して180日以内に開始した骨折治療については、お支払いしません。
2. 骨折治療給付金のお支払限度は、支払回数を通算して10回とします。
3. 病気が原因の骨折や不慮の事故による骨折はもちろん、ひび（亀裂骨折）や疲労骨折などもお支払いの対象です。

○対象となる認知症および軽度認知障害とは

「限定告知認知症一時金特約」の対象となる認知症の例

- ・ アルツハイマー病の認知症
- ・ 血管性認知症
- ・ レビー小体病を伴う認知症
- ・ 前頭側頭葉変性症による認知症 など

「限定告知認知症一時金特約」の対象となる軽度認知障害の例

- ・ アルツハイマー病による軽度認知障害
- ・ 血管性軽度認知障害
- ・ レビー小体病を伴う軽度認知障害
- ・ 前頭側頭葉変性症による軽度認知障害 など

○オプション

① 介護一時金【限定告知介護一時金特約】

つぎのいずれかに該当した場合、介護一時金が受け取れます（介護一時金のお受取りは1回限りです）。

お支払事由

- ・ 公的介護保険制度により要介護1以上と認定
- ・ 満65歳未満の被保険者について当社所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定
- ・ 当社所定の高度障害状態に該当

② 介護年金【限定告知介護年金特約】

つぎのいずれかに該当した場合、生存している限り、終身にわたって介護年金が受け取れます。

お支払事由

- ・ 公的介護保険制度により要介護3以上と認定
- ・ 満65歳未満の被保険者について当社所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定
- ・ 当社所定の高度障害状態に該当

③ 保険料免除【限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約】

三大疾病により所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

[対象となる三大疾病および保険料払込免除事由]

がん（悪性新生物）	急性心筋梗塞	脳卒中
<p>被保険者が責任開始期以後にがん（悪性新生物）と医師により診断確定されたとき（再発・転移を含みます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上皮内がん」、「悪性黒色腫以外の皮膚がん」、「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。 	<p>被保険者が責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき（再発を含みます）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です（狭心症などは対象になりません）。 	<p>被保険者が責任開始期以後に脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき（再発を含みます）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ② 脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」、「脳内出血」、「脳梗塞」が対象です。

1. 責任開始日から3ヵ月後に交通事故で死亡した場合、災害死亡給付金を受け取ることができない。
2. 責任開始日から3ヵ月後に初めて脳卒中による認知症と医師により診断確定された場合、認知症一時金を受け取ることができる。
3. 限定告知介護一時金特約、限定告知介護年金特約および限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約を付加して加入後、加齢による運動機能低下によって公的介護保険制度の要介護3に認定されても、主契約にかかる保険料の以後の払込みは免除されない。
4. 足を疲労骨折したことにより骨折治療給付金を受け取り、疲労骨折の治療を受けた日から3ヵ月後に手首の亀裂骨折の治療を開始した場合、再度、骨折治療給付金を受け取ることができる。

(問題 18)

(設問C) 豊さんは、長年営んできた個人事業を法人組織（法人名は株式会社RA、以下「RA社」という）とし、併せて現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりRA社名義に変更する予定である。名義変更には、個人から法人が契約の権利を買い取る方法と、個人から法人が契約の権利を無償で譲り受ける方法がある。名義変更時のRA社の経理処理として、最も適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：終身保険（特約なし）

契約形態：保険契約者・死亡保険金受取人＝RA社、被保険者＝役員（豊さん）

[名義変更時]

- ① 既払込保険料：360万円
- ② 解約返戻金相当額：250万円（次の③の金額を含まず、④の金額を控除する前の金額）
- ③ 配当金・積立配当金等精算額：2万円
- ④ 契約者貸付金元利合計額：50万円

1. RA社が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	360万円	借入金	50万円
配当金積立金	2万円	現金・預金	312万円

2. RA社が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	250万円	現金・預金	252万円
配当金積立金	2万円		

3. RA社が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	360万円	雑収入	362万円
配当金積立金	2万円		

4. RA社が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	250万円	借入金	50万円
配当金積立金	2万円	雑収入	202万円

問6

野村さん夫婦は、現在X A社の生命保険に加入していますが、2021年12月1日に特約更新を迎えるとともに、以前より乗合代理店の生命保険募集人からX B社の生命保険への見直しの提案を受けています。現在の保険をそのまま自動更新し継続するか、または現在の保険を減額更新し、新たにX B社の保険に加入するか、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、免責事項に該当する事由もないものとします。また、配当も考慮しないものとします。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
野村 健一	本人	54歳	会社員
野村 綾子	妻	50歳	専業主婦
野村 玲奈	長女	23歳	会社員

[現在加入しているX A社の生命保険の保障内容]

保険証券<資料1>参照

[検討している減額更新後のX A社の生命保険の保障内容]

<資料2>参照

[提案を受けているX B社の生命保険の保障内容]

保険提案書<資料3>および保険提案書<資料4>参照

<資料1> X A社

保険証券番号 ×××-××××		保険種類 定期保険特約付終身保険																														
保険契約者	野村 健一 様	ご印鑑 	契約日：2006年12月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円																													
被保険者	野村 健一 様 契約年齢 39歳 男性 1967年7月4日																															
死亡保険金受取人	野村 綾子 様 (妻)	受取割合 100%																														
■ ご契約内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主契約の内容</th> <th>保険期間</th> <th>保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身保険</td> <td>終身</td> <td> 保険金額 250万円 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <th>特約の内容</th> <th>保険期間</th> <th>保障額</th> </tr> <tr> <td>定期保険特約</td> <td>15年 (更新型)</td> <td> 保険金額 4,450万円 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>特定疾病保障定期保険特約</td> <td>15年 (更新型)</td> <td> 保険金額 300万円 ◇3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>災害割増特約</td> <td>15年 (更新型)</td> <td> 保険金額 1,500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>傷害特約</td> <td>15年 (更新型)</td> <td> 保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>災害入院特約 (本人・妻型)</td> <td>15年 (更新型)</td> <td> 日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇妻の場合、日額は本人の6割になります。 </td> </tr> <tr> <td>疾病特約 (本人・妻型)</td> <td>15年 (更新型)</td> <td> 日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気または不慮の事故で約款所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇妻の場合、日額は本人の6割になります。 </td> </tr> <tr> <td>リビング・ニーズ特約</td> <td>—</td> <td> ◇余命6ヵ月以内と判断された場合、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金の支払いの対象となりません。 </td> </tr> </tbody> </table>				主契約の内容	保険期間	保障額	終身保険	終身	保険金額 250万円 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。	特約の内容	保険期間	保障額	定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 4,450万円 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。	特定疾病保障定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 300万円 ◇3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。	災害割増特約	15年 (更新型)	保険金額 1,500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。	傷害特約	15年 (更新型)	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。	災害入院特約 (本人・妻型)	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇妻の場合、日額は本人の6割になります。	疾病特約 (本人・妻型)	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気または不慮の事故で約款所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇妻の場合、日額は本人の6割になります。	リビング・ニーズ特約	—
主契約の内容	保険期間	保障額																														
終身保険	終身	保険金額 250万円 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。																														
特約の内容	保険期間	保障額																														
定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 4,450万円 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。																														
特定疾病保障定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 300万円 ◇3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡時、所定の高度障害状態に該当したとき保険金を支払います。																														
災害割増特約	15年 (更新型)	保険金額 1,500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。																														
傷害特約	15年 (更新型)	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。																														
災害入院特約 (本人・妻型)	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇妻の場合、日額は本人の6割になります。																														
疾病特約 (本人・妻型)	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気または不慮の事故で約款所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇妻の場合、日額は本人の6割になります。																														
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断された場合、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金の支払いの対象となりません。																														

<資料2>

- ・ X A社の生命保険は2021年12月1日更新時に以下の内容に減額更新を検討する。

主契約の内容	保険期間	保障額	
終身保険	終身	保険金額	250万円
特約の内容	保険期間	保障額	
定期保険特約	6年	保険金額	2,450万円
特定疾病保障定期保険特約	6年	保険金額	300万円
災害割増特約		更新しない	
傷害特約		更新しない	
災害入院特約(本人・妻型)		更新しない	
疾病特約(本人・妻型)		更新しない	
リビング・ニーズ特約	—		

<資料3> X B社

ご提案書
保険種類：無解約返戻金型終身医療保険

(ご契約者) 野村 健一 様
 (被保険者) 野村 健一 様
 (年齢・性別) 54歳・男性

契約日：2021年12月1日
 保険料：××,×××円
 払方：クレジットカード払・毎月払
 保険料払込期間：終身

■ご契約内容

保険種類	保険期間	保障額
終身医療保険(主契約)	終身	・ 入院給付金日額 5,000円 5,000円×入院日数 病気・ケガにより1日以上入院(※1)をしたとき 1入院60日限度、通算1,095日
三大疾病支払日数限度無制限特約	—	がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患により1日以上入院(※1)をしたとき 三大疾病による入院は1回の入院、通算ともに支払日数無制限
手術保障特約	終身	・ 手術給付金 入院中の病気・ケガによる手術・放射線治療 100,000円 外来の病気・ケガによる手術・放射線治療 25,000円
入院一時給付特約	終身	・ 入院一時給付金 50,000円 病気・ケガにより1日以上入院(※1)をしたとき
通院特約	終身	・ 通院給付金日額 3,000円 3,000円×通院日数 がん(上皮内がんを含む)以外の病気・ケガにより入院し、その退院後180日以内の通院をしたとき がん(上皮内がんを含む)により入院し、その退院後5年以内の通院をしたとき
がん診断特約	終身	・ がん診断給付金 100万円(2年に1回を支払限度とします) 【初回】初めてがん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき 【2回目以降】がん(上皮内がんを含む)の治療を目的とした入院(※1)をしたとき
がん通院特約	終身	・ がん通院給付金日額 3,000円 3,000円×通院日数 がん診断給付金の支払い事由に該当した日から5年以内のがん(上皮内がんを含む)の治療を目的とした通院をしたとき
特定疾病保険料払込免除特約	—	がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき、または心疾患・脳血管疾患により手術を受けたときもしくは1日以上入院(※1)をしたとき、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。
先進医療特約	10年(更新型)	所定の先進医療による療養、先進医療にかかる技術料と同額 ※保険期間を通算して2,000万円が限度

(※1) 日帰り入院を含みます(日帰り入院とは、入院日と退院日は同一の入院をいいます)。

<資料4> X B社

ご提案書
保険種類：無解約返戻金型終身医療保険

(ご契約者) 野村 綾子 様
 (被保険者) 野村 綾子 様
 (年齢・性別) 50歳・女性

契約日：2021年12月1日
 保険料：×, ×××円
 払方：クレジットカード払・毎月払
 保険料払込期間：終身

■ご契約内容

保険種類	保険期間	保障額
終身医療保険（主契約）	終身	・ 入院給付金日額 5,000円 5,000円×入院日数 病気・ケガにより1日以上入院（※1）をしたとき 1入院60日限度、通算1,095日
三大疾病支払日数限度無制限特則	—	がん（上皮内がんを含む）、心疾患、脳血管疾患により1日以上入院（※1）をしたとき 三大疾病による入院は1回の入院、通算ともに支払日数無制限
死亡保障特則	—	・ 死亡給付金 500,000円（5,000円×100倍） 支払限度1回
手術保障特約	終身	・ 手術給付金 入院中の病気・ケガによる手術・放射線治療 100,000円 外来の病気・ケガによる手術・放射線治療 25,000円
入院一時給付特約	終身	・ 入院一時給付金 50,000円 病気・ケガにより1日以上入院（※1）をしたとき
三大疾病一時給付特約	終身	・ がん一時給付金 100万円（2年に1回を支払限度とします） 【初回】初めてがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき 【2回目以降】がん（上皮内がんを含む）の治療を目的とした入院（※1）をしたとき ・ 心疾患一時給付金 100万円 心疾患により手術または1日以上入院（※1）をしたとき ・ 脳血管疾患一時給付金 100万円 脳血管疾患により手術または1日以上入院（※1）をしたとき
女性疾病保障特約	終身	・ 女性疾病入院給付金日額 5,000円 女性特有の病気等所定の病気により1日以上入院（※1）をしたとき 1入院60日限度、通算1,095日
特定疾病保険料払込免除特約	—	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき、または心疾患・脳血管疾患により手術を受けたときもしくは1日以上入院（※1）をしたとき、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。
先進医療特約	10年 (更新型)	所定の先進医療による療養、先進医療にかかる技術料と同額 ※保険期間を通算して2,000万円が限度

(※1) 日帰り入院を含みます（日帰り入院とは、入院日と退院日は同一の入院をいいます）。

(問題 19)

(設問A) CFP[®]認定者は、健一さんが疾病により入院したときの保障内容について説明した。2022年3月に健一さんが前立腺がんの治療のため15日間継続して入院し、入院中に約款所定の手術を受けた場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、手術給付金の給付倍率は20倍とする。

1. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が100万円多い。
2. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が102万円多い。
3. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が105万円多い。
4. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が107万円多い。

(問題 20)

(設問B) CFP[®]認定者は、健一さんが不慮の事故により高度障害状態になったときの保障内容について説明した。2022年2月に健一さんが登山中の転落事故により17日間継続して入院し、入院中に約款所定の手術および集中治療室(ICU)管理を受けた後に高度障害状態になった場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款所定の高度障害状態に該当するものとし、障害給付金の給付割合は100%とする。また、手術給付金の給付倍率は20倍とする。

1. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が3,683万円少ない。
2. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が3,985万円少ない。
3. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が3,993万円少ない。
4. 現在の保険を自動更新した場合(XA社)より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合(減額更新後のXA社+XB社)の方が4,008万円少ない。

(問題 2 1)

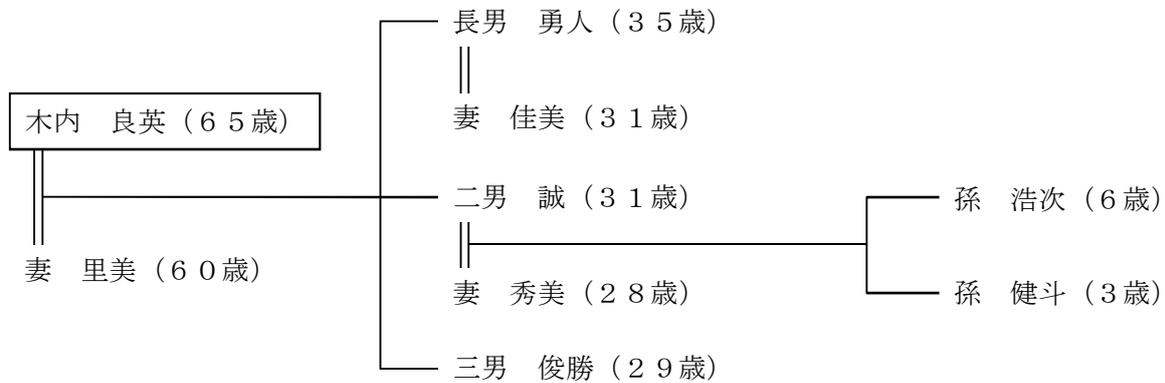
(設問C) CFP[®]認定者は、綾子さんが疾病により入院したときの保障内容について説明した。2022年3月に綾子さんが脳血管疾患で30日間継続して入院し、入院中に手術した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、手術給付金の給付倍率は20倍とする。

1. 現在の保険を自動更新した場合（X A社）より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合（減額更新後のX A社+X B社）の方が122.2万円多い。
2. 現在の保険を自動更新した場合（X A社）より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合（減額更新後のX A社+X B社）の方が116.2万円多い。
3. 現在の保険を自動更新した場合（X A社）より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合（減額更新後のX A社+X B社）の方が100万円多い。
4. 現在の保険を自動更新した場合（X A社）より、現在の保険を減額更新し新しく保険に加入した場合（減額更新後のX A社+X B社）の方が15万円多い。

問7

東京都内で非上場の株式会社VA（以下「VA社」という）を経営する木内良英さん（以下「良英さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ VA社は、現在、役員3名、従業員30名の株式会社で、良英さんが代表取締役社長、長男の勇人さんが取締役となっている。なお、良英さんは勇人さんにVA社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 二男の誠さんは、銀行に勤めており、VA社に入社する予定はない。
- ・ 三男の俊勝さんは、生まれつき知的障害があり、良英さん夫婦と同居している。
- ・ 良英さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続または遺贈により財産を取得する者はいないものとする。

[良英さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：4,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の評価額

VA社自社株：20,000万円（良英さんの保有株は発行済株式総数の100%）

預貯金：5,000万円

有価証券等：5,000万円

その他の財産：3,000万円

※良英さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	良英さん	良英さん	里美さん	2,400万円
②			勇人さん	5,400万円
③			俊勝さん	4,200万円
④	V A社		V A社	10,000万円

※V A社が受け取る死亡保険金は全額死亡退職金として支払うものとする。

[V A社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋]

第●●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から45条に基づき、配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題22)

(設問A) 現時点で良英さんが死亡した場合に支払われる生命保険金および死亡退職金のうち、里美さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。

1. 2,000万円
2. 2,400万円
3. 8,000万円
4. 10,000万円

(問題 2 3)

(設問B) 良英さんは、後継者を勇人さんに選任して事業承継をするために、自社株を勇人さんに取得させて、VA社の議決権を勇人さんに集約させたいと考えている。その場合、二男の誠さんと三男の俊勝さんには遺留分の侵害が発生するため、勇人さんから誠さん、俊勝さんに代償分割を行うことを検討している。代償分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 勇人さんに自社株を集約させる方法として遺言書を作成することが考えられ、遺言書には、発行済株式総数の100%を勇人さんに相続させるということを明記する。
2. 誠さんと俊勝さんは、勇人さんに対し、自社株等の現物の返還ではなく遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。
3. 誠さんと俊勝さんに遺留分侵害額請求権を行使された場合に備えるためには現金で支払われる生命保険に加入しておくことは有効であるが、この場合、誠さんと俊勝さんを死亡保険金受取人とするのが良い。
4. 勇人さんが死亡保険金を受け取り、誠さんと俊勝さんに代償交付金として金銭を渡す場合でも、遺言書に代償分割を行うことを明記しておくことは有効である。

(問題 2 4)

(設問C) CFP[®]認定者は、VB生命保険会社とVC信託銀行との業務提携により取り扱っている生命保険信託の利用を提案した。良英さんが契約している契約③において、良英さんを委託者、VC信託銀行を受託者とし、俊勝さんを受益者とする生命保険信託契約を締結した場合の生命保険信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、定例交付とは、あらかじめ金額、頻度、期間などを定めておく交付方法である。また、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 生命保険信託において、死亡保険金は受益者に交付されるものと税務上みなされるため、俊勝さんの信託受益権に死亡保険金の非課税金額の適用がある。
2. 俊勝さんが良英さんの葬儀費用を負担する場合、生命保険信託契約では当該用途で交付を受けることはできない。
3. 生命保険信託契約を締結することにより、VC信託銀行が受託者として死亡保険金を受け取り、俊勝さんに定例交付していく仕組みができる。
4. 生命保険信託の受益権は、原則として俊勝さんの固有の財産となるため、遺産分割協議の対象財産から外れる。

問 8

株式会社TZ（以下「TZ社」という）は、ここ数年売上が拡大し、業績を順調に伸ばしています。天野社長は、業績が好調なこの時期で、従業員の定着率を上げるため従業員の保障の見直しを検討しており、福利厚生制度等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：広告業

設立：1990年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：35名

定年：60歳（65歳まで定年後再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度あり

中小企業退職金共済（退職金制度の財源準備手段として加入）

（問題25）

（設問A）天野社長は、従業員の退職金制度の見直しについてCFP[®]認定者に相談した。一般的な退職金制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 基本給連動型の退職金制度は、退職金額の計算や制度管理が比較的容易である一方、勤続年数が長くなるほど退職金が高額になる。
2. ポイント制の退職金制度は、一年ごとの従業員の貢献度を退職金額に反映する設計が可能である一方、制度管理が煩雑になりやすい。
3. 企業型確定拠出年金による退職金制度は、従業員の貢献度を掛金に反映する設計が可能である一方、給付額は従業員本人の運用次第となるため、給付額に貢献度は直接反映されない。
4. 退職一時金制度を廃止して退職金前払い制度を導入する場合、従業員にとっては、在職中の手取りが増えるうえ、退職金前払い部分の金額は退職所得となり有利である。

(問題 26)

(設問B) T Z社は退職金の原資として、中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という)に加入している。従業員の川久保さんの中退共の加入内容等が下記のとおりである場合、中退共から支給される退職金の額として、正しいものはどれか。なお、今回の支給には付加退職金が加算されないものとする。

[川久保さんの加入内容]

加入：2012年1月1日

掛金：加入時 月額10,000円

2017年1月1日 月額15,000円に増額

※2021年12月まで掛金納付済み

[掛金月額1,000円当たりの退職金支給額]

掛金納付月数	支給額
12	3,600円
24	24,000円
36	36,000円
48	48,170円
60	60,820円
72	73,710円
84	86,760円
96	99,950円
108	113,230円
120	126,560円

1. 1,265,600円
2. 1,520,500円
3. 1,569,700円
4. 1,594,300円

(問題 27)

(設問C) T Z社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)に加入している。加入から10年後に従業員の飯田さんが死亡により退職する場合、飯田さんの死亡退職金支給に係るT Z社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は10年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)
 保険契約者・満期保険金受取人：T Z社
 被保険者：従業員全員
 死亡保険金受取人：被保険者の遺族
 保険期間：各被保険者の60歳満期
 保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了
 飯田さんに係る死亡保険金額：300万円
 飯田さんに係る年払い保険料：12万円
 ※飯田さんは37歳で加入したものとする。
 ※飯田さんの死亡退職金予定額は500万円とし、そのうち130万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方		貸方
	雑損失 600,000円		保険料積立金 600,000円
	退職金 700,000円		現金・預金 700,000円
2.	借方		貸方
	雑損失 600,000円		保険料積立金 600,000円
	退職金 3,700,000円		現金・預金 700,000円
			雑収入 3,000,000円
3.	借方		貸方
	雑損失 600,000円		保険料積立金 600,000円
	退職金 2,000,000円		現金・預金 700,000円
			雑収入 1,300,000円
4.	借方		貸方
	雑損失 600,000円		保険料積立金 600,000円
	退職金 5,000,000円		現金・預金 700,000円
			雑収入 4,300,000円

問9

LZ株式会社（以下「LZ社」という）の代表取締役社長である落合達夫さん（以下「落合社長」という）は、ここ数年業績が安定してきていることから、役員の保障や退職金について見直しを検討するため、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：道路貨物運送業
 設立：1998年11月1日
 資本金：1,000万円

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
落合 達夫	本人	50歳	代表取締役社長
落合 恵子	妻	52歳	専業主婦
落合 省吾	長男	26歳	LZ社営業部長
落合 真紀	長女	24歳	他企業に勤務

<資料1>

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2021年3月31日 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	63,000	<流動負債>	40,000
現金・預金	33,000	買掛金	14,000
売掛金	29,000	短期借入金	15,000
棚卸資産	1,000	その他	11,000
<固定資産>	60,000	<固定負債>	52,000
有形固定資産	34,000	長期借入金	52,000
建物	19,000	純資産の部	
車両運搬具	15,000	<株主資本>	31,000
無形固定資産	2,000	資本金	10,000
投資その他の資産	24,000	利益剰余金	21,000
保険積立金	19,000		
その他	5,000		
合計	123,000	合計	123,000

・ 損益計算書

自 2020年4月 1日
 至 2021年3月31日 (単位：千円)

科目	
売上高	218,000
売上原価	162,000
売上総利益	56,000
販売費・一般管理費	48,000
営業利益	8,000
営業外収益	3,000
営業外費用	2,000
経常利益	9,000
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期利益	9,000
法人税等	3,150
当期純利益	5,850

<資料 2 >

[役員退職慰労金規程] (抜粋)

第1条 (総則)

この規程は退任した取締役または監査役 (以下「役員」という) の退職慰労金ならびに弔慰金について定めるものである。

第2条 (退任の定義)

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ① 辞任
- ② 任期満了
- ③ 解任
- ④ 死亡

第3条 (金額の算定)

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額の合計額とする。

役位別係数

代表取締役社長	2.5	専務取締役	2.2	常務取締役	2.0
取締役	1.5	監査役	1.0		

在任年数

1年未満の在任期間は月割りとし、1ヵ月未満の端数日がある場合にはこれを1ヵ月に切り上げる。

第4条 (功労加算)

在任中の功績が顕著と認められた役員については、功労金として前条により計算した金額の30%相当額を超えない範囲で加算することができる。

第5条 (弔慰金)

弔慰金は以下の金額を支給する。

業務上死亡の場合：死亡時の報酬月額×36ヵ月分

業務外死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月分

第6条 (支給の時期)

役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときは支給時期を延期することがある。

第7条 (死亡役員に対する死亡退職金など)

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。
2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題 28)

(設問A) 落合社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。下記<前提条件>の下、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる額として、正しいものはどれか。

<前提条件>

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。
 - ① 流動負債のうち、買掛金と短期借入金の合計額
 - ② 落合社長は長男の省吾さんを後継者にしたいと思っており、長男の省吾さんのために連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については落合社長が連帯保証人になっているため、この額
 - ③ 落合社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額
- (2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人所得の実効税率を35%とする。
- (3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

- 1. 9,300万円
- 2. 1億2,600万円
- 3. 1億4,400万円
- 4. 1億9,900万円

(問題 29)

(設問B) 落合社長が2021年10月31日に私傷病で死亡した場合、役員退職慰労金規程に基づき妻の恵子さんに支払われる「役員退職慰労金」および「弔慰金」の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<条件>を参照すること。

<条件>

- ・ 落合社長は設立と同時に代表取締役社長に就任し、死亡時の報酬月額が120万円であった。
- ・ 役員退職慰労金規程第4条に基づき、同規程第3条で計算した金額の30%を功労加算金として加算するものとする。
- ・ 役員退職慰労金規程第5条に基づき、弔慰金が支給される。

- 1. 6,900万円
- 2. 8,970万円
- 3. 9,690万円
- 4. 1億3,290万円

(問題30)

(設問C) CFP®認定者は、落合社長に役員退職慰労金の資金準備として定期保険への加入を提案した。下記<条件>に基づき、LZ社が定期保険に加入した場合、契約初年度における保険料支払時のLZ社の経理処理として、正しいものはどれか。

<条件>

[加入を検討している生命保険]

保険種類：定期保険（無配当）

契約日：2021年12月1日

保険契約者：LZ社

被保険者：落合社長（契約年齢50歳）

死亡保険金受取人：LZ社

死亡保険金額：8,000万円

保険期間：90歳満了

保険料払込期間：90歳（全期払い）

年払い保険料：200万円

[保険料累計額と解約返戻金額の推移]

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額
1年	51歳	200万円	114万円
5年	55歳	1,000万円	750万円
8年	58歳	1,600万円	1,216万円
9年	59歳	1,800万円	1,386万円
10年	60歳	2,000万円	1,530万円
15年	65歳	3,000万円	2,250万円
20年	70歳	4,000万円	2,880万円
40年	90歳	8,000万円	0円

※解約返戻金額は、各経過年数の契約応当日の前日時点の金額を記載している。

※解約返戻金額を保険料累計額で割った値（解約返戻率）は、経過年数9年の時点で最も高くなるものとする。

[参考] 2019年6月28日 法人税基本通達等の一部改正について（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）（法令解釈通達・抜粋）

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い（9-3-5の2）

区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率50% 超70%以下	保険期間の開始の日 から、当該保険期間 の100分の40相 当期間を経過する日ま で	当期分支払保険料の額 に100分の40を乗 じて計算した金額	保険期間の100分の 75相当期間経過後か ら、保険期間の終了の 日まで
最高解約返戻率70% 超85%以下		当期分支払保険料の額 に100分の60を乗 じて計算した金額	
最高解約返戻率85% 超	保険期間の開始の日か ら、最高解約返戻率と なる期間の終了の日ま で	当期分支払保険料の額 に100分の70（保 険期間の開始の日か ら、10年を経過する 日までは、100分の 90）を乗じて計算し た金額	解約返戻金相当額が最 も高い金額となる期間 経過後から、保険期間 の終了の日まで

1.	借方		貸方	
	前払保険料	140万円	現金・預金	200万円
	支払保険料	60万円		
2.	借方		貸方	
	前払保険料	120万円	現金・預金	200万円
	支払保険料	80万円		
3.	借方		貸方	
	前払保険料	100万円	現金・預金	200万円
	支払保険料	100万円		
4.	借方		貸方	
	前払保険料	80万円	現金・預金	200万円
	支払保険料	120万円		

問10

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 下記<資料>に記載されている保険契約等について、損害保険会社と少額短期保険会社が破綻した後の損害保険契約者保護機構による保険金の補償に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、補償される保険金については、損害保険金および地震保険金のみを考慮するものとし、費用保険金は考慮しないものとする。

<資料>

[契約①] GM損害保険会社

保険種類：傷害保険

保険契約者・被保険者：井上さん

保険期間：1年

[契約②] GM損害保険会社

保険種類：地震保険付帯住宅総合保険

保険契約者：井上さん

保険の対象：井上さん所有の居住用建物1棟

保険価額：2,400万円

保険金額：住宅総合保険 2,400万円

地震保険 1,200万円

[契約③] GZ少額短期保険会社

保険種類：火災保険

保険契約者：井上さん

保険の対象：家財

保険価額：200万円

保険金額：200万円

1. [契約①] の傷害保険では、GM損害保険会社破綻後5ヵ月経過時に事故でケガをした場合、保険金支払いの補償割合は80%である。
2. [契約②] の住宅総合保険では、GM損害保険会社破綻後2ヵ月経過時に失火による火災で建物が焼失し、全損と認定を受けた場合に補償される保険金の額は2,400万円である。
3. [契約②] の地震保険では、GM損害保険会社破綻後4ヵ月経過時に発生した地震により建物が倒壊し、全損と認定を受けた場合に補償される保険金の額は1,200万円である。
4. [契約③] の火災保険では、GZ少額短期保険会社破綻後1ヵ月経過時に失火による火災で家財が焼失し、全損と認定を受けた場合に補償される保険金の額は200万円である。

(問題 3 2)

(設問B) 保険料の算定に関する次の(ア)～(エ)の事例と、それぞれに最も関連が深い用語の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) G T保険会社は、特定の業種のリスクに対する賠償責任保険の開発に際し、蓄積された過去の多くの事例を基に、損害の発生頻度や規模を想定し保険料を設定した。
- (イ) 地震保険の保険料は、建物の構造に応じて区分されており、コンクリート造りの住宅の方が木造住宅よりも保険料が低く設定されている。
- (ウ) 成田さんは、建物の火災保険を新規に申し込む際に再調達価額を超える金額での申込みを希望したが、G H保険会社の代理店から適正な評価金額に基づいた保険金額としなければならないと説明を受けた。
- (エ) G Y保険会社を取り扱う企業向けの費用保険は、想定よりも保険金支払いが多い状況が続いているため、来年度から保険料が引き上げられることとなった。

- 1. (ア) 大数の法則
 - (イ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
 - (ウ) 利得禁止の原則
 - (エ) 収支相等の原則
- 2. (ア) 収支相等の原則
 - (イ) 利得禁止の原則
 - (ウ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
 - (エ) 大数の法則
- 3. (ア) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
 - (イ) 利得禁止の原則
 - (ウ) 大数の法則
 - (エ) 収支相等の原則
- 4. (ア) 大数の法則
 - (イ) 収支相等の原則
 - (ウ) 利得禁止の原則
 - (エ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)

問 1 1

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 3)

(設問A) 馬場さんは、自家用自動車を運転中に事故に遭い、相手車両および自車両に損害が生じた。下記<条件>に基づき、馬場さんの自動車保険から支払われる対物賠償責任保険金と車両保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては<資料1><資料2>を参照すること。

<条件>

[馬場さんの自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：馬場さん

対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）

※対物超過修理費用補償特約は付帯していない。

車両保険金額：180万円（免責金額：0円）

車両保険価額：180万円

[相手方の自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：相手方の個人名義

対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：5万円）

[その他]

- ・ 事故状況と過失割合および損害額等は、<資料1>のとおり。
- ・ 馬場さんおよび相手方のいずれの損害額および過失割合も確定済みであり、双方にケガはない。
- ・ 相手方の対物賠償責任保険からの保険金および相手方保険の免責金額の相手方負担分を受け取ることとし、保険会社間の相殺はないものとする。また、<資料2>第2節第4条（1）の「第5条①から⑤までの費用」および「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するもの」は発生していないものとする。
- ・ <資料2>車両条項第5条（3）の「回収金」には、相手方の対物賠償責任保険金および相手方負担の免責金額を含み、「第7条の費用」はないものとする。

<資料 1 >

[事故状況]
 信号のない同幅員のT字型交差点、
 相手側に一時停止の標識あり

馬場さんの車両
過失割合：30%

相手車両
過失割合：70%

衝突

[損害額等]
 馬場さんの車両の損害額（修理費用）：70万円
 相手車両の損害額（修理費用）：90万円
 相手車両の時価額：220万円
 事故に要したその他の費用：なし

<資料 2 >

[個人総合自動車保険普通保険約款（抜粋）]

第2節 対物賠償責任条項
 第1条 [保険金を支払う場合]
 当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用または管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条－省略－
 第4条 [支払保険金の計算]
 (1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

対物賠償 保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第5条（費用）①から⑤までの費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	免責金額の記載がある場合は、その免責金額
---------------	---	-----------------------------------	---	------------------	---	---	---	----------------------

(2) ～ (4) －省略－
 －中略－

車両条項

第1条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

(2) 本条(1)のご契約のお車には、付属品を含みます。

第2条～第4条－省略－

第5条 [支払保険金の計算]

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。 $\boxed{\text{第6条(損害の額の決定)②の損害の額}} - \boxed{\text{免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。 $\left(\boxed{\text{第6条(損害の額の決定)②の損害の額}} - \boxed{\text{免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} \right) \times \frac{\text{車両保険金額}}{\text{保険価額}}$

(2)－省略－

(3) 第6条(損害の額の決定)の損害の額および第7条(費用)の費用のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額を超過するときは、当社は本条(1)および(2)に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。

(4)－省略－

(注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第6条 [損害の額の決定]

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、保険価額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加が発生した場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}}$$

以下－省略－

1. 43万円
2. 48万円
3. 84万円
4. 97万円

(問題34)

(設問B) 建設会社に勤務する藤原さんは、工作中的の事故により負傷して病院に入院し治療していたが、事故日から30日後に死亡した。下記<条件>に基づき、総合傷害保険(普通傷害型)から支払われる保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、事故日は保険期間中であり、これまでに保険金の支払いはないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[藤原さんの総合傷害保険(普通傷害型)の契約内容]

死亡・後遺障害保険金額：800万円

入院保険金額(日額)：12,000円(支払限度日数90日)

通院保険金額(日額)：8,000円

手術保険金額：入院保険金額(日額)の5倍・10倍

※特約は付帯されていない。

[事故状況および治療状況]

- ・ 高所から落下し脊椎および内臓に損傷を負い、その治療のため入院し、入院中に手術を1回受けた。
- ・ 死亡するまでの入院日数は30日間である。
- ・ 後遺障害は発生しておらず、通院はしていない。

※いずれも確定した損害および日数である。

<資料>

[総合傷害保険普通保険約款(抜粋)]

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて、保険金を支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については死亡・後遺障害保険金額、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に保険金を支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

第2条～第3条—省略—

第4条(死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 死亡・後遺障害保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) ~ (3) -省略-

第5条-省略-

第6条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) (1) の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

(2) -省略-

(3) (1) の入院した日数には次の日数を含まません。

- ① 入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降に入院した日数
- ② 1事故に基づく入院について、入院保険金を支払うべき日数の合計が入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降に入院した日数

(4) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(5) 当社は、被保険者が、入院保険金の支払対象期間が満了するまでの間に病院または診療所において、第1条 (保険金を支払う場合) (1) の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術 (注1) について、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。

① 入院中 (注2) に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10 = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5 = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

(6) 被保険者が手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

(注1) 1回の手術

1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、また、

(注2) 入院中

第1条 (保険金を支払う場合) (1) の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

以下-省略-

- 1. 812万円
- 2. 836万円
- 3. 842万円
- 4. 848万円

(問題35)

(設問C) QZ株式会社に勤務する三上さん(勤務先の健康保険組合の被保険者)は、疾病の治療のために国内の病院に入院し、完治して退院した。下記<条件>に基づき、三上さんに支払われる医療総合保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、食事療養標準負担額や生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は考慮しないものとし、これまでに保険金の支払いは一切ないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料1>～<資料3>を参照すること。

<条件>

[三上さんの医療総合保険の契約内容]

入院治療費用保険金(3型): 約款記載の保険金額

1 入院支払限度額日数 365日

1 回の入院につき 120万円限度

入院諸費用保険金: 1 回の入院につき 100万円限度

差額ベッド代は入院日数×3万円限度

先進医療費用保険金: 先進医療の技術料と同額

保険期間通算 2,000万円限度

※他の特約は付帯されていない。

※健康保険の高額療養費制度が適用された場合でも入院治療費用保険金は減額されない。

[入院状況および三上さんが負担した費用等の内容]

- ・ 入院日数は9日間であり、通院はしていない。
- ・ 入院中の療養に係る診療報酬点数の合計は39,500点であり、すべて入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係るものである。
- ・ 入院期間中は個室を使用し、入院1日につき10,500円の差額ベッド代を支払った。
- ・ 先進医療に要した技術料として23万円を入院治療費とは別に支払った。

※入院の原因は責任開始期以後の保険期間中の発症であることを保険会社が認定済み。

※治療は自由診療ではなく公的医療保険制度の給付対象で、保険会社が認定済み。

<資料1>

[医療総合保険 入院治療費用補償特約 (抜粋)]

第1条 (保険金を支払う場合)

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院を開始した場合をいい、当社は、その入院に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、公的医療保険制度において保険給付の対象となつた日本国内での入院に限ります。

第2条～第3条－省略－

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当社が支払うべき保険金の額は次の①および②の合算額とします。

① 保険証券記載の型に応じた下記の額

型	型に応じた支払額 (1円位で四捨五入し10円単位とする。)
1型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×1円
2型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×2円
3型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×3円

(注) 第1条 (保険金を支払う場合) の身体障害を被つた場合における、その身体障害に対する療養に係る診療報酬点数(厚生省告示および厚生労働省告示に基づくもの)とします。

② 入院時の食事療養に要した費用のうち食事療養標準負担額、または生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額

(2)～(8)－省略－

<資料2>

[医療総合保険 入院諸費用補償特約 (抜粋)]

第1条 (保険金を支払う場合)

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院を開始した場合をいい、当社は、その入院による第4条(入院諸費用の範囲)に規定する入院諸費用を負担したことに対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、日本国内での入院に限ります。

第2条～第3条－省略－

第4条 (入院諸費用の範囲)

(1) 入院諸費用とは、被保険者が日本国内での入院により負担した次の費用をいいます。

① 差額ベッド代

② 被保険者が別表1に掲げるいずれかの状態に該当し、かつ被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合の次に掲げる費用

ア. 親族付添費

イ. 交通費

ウ. 寝具等の使用料

③ 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用

ア. 被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間

イ. 家事従事者である被保険者が入院している期間

④ 被保険者の療養に必要なかつ有益な諸雑費

⑤ 入院のために必要とした病院等までの交通費、被保険者以外の医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。

ただし、先進医療費用補償特約が付帯された場合、同特約第4条（先進医療費用の範囲）②に規定する交通費を除きます。

⑥ 被保険者が受けた食事療養に要する費用。ただし、食事療養標準負担額および生活療養標準負担額の中の食事の提供に係るものの額は控除します。

⑦ 被保険者と同居の親族が介護保険法第19条（市町村の認定）第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用

ア．介護従事者の雇入費用

イ．被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用

⑧ 次のアおよびイに掲げる費用

ア．ペットに対する日常の世話のために被保険者が入院している期間に雇い入れたペットシッターの雇入費用

イ．被保険者が入院している期間にペットをペット専用施設に預け入れるための費用

（2）～（6）－省略－

<資料3>

[医療総合保険 先進医療費用補償特約（抜粋）]

第1条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として日本国内で先進医療による療養を受けた場合をいい、当会社は、その療養に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第2条～第3条－省略－

第4条（先進医療費用の範囲）

先進医療費用とは、被保険者の先進医療による療養に係る次のものをいいます。

① 先進医療の技術に係る費用

② 先進医療を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費、被保険者以外の医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費

③ 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊する施設の客室料（注）

（注）1泊につき1万円を限度とします。

第5条（保険金の支払額）

（1）当社が支払うべき保険金の額は、前条①から③までの規定による費用の額とし、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額をもって限度とします。

（2）－省略－

1. 213,000円

2. 348,500円

3. 403,500円

4. 443,000円

(問題36)

(設問D) 会社員の小山さんが飼っている犬が足を骨折し、近くの動物病院に12日間入院し治療を受けた。下記<条件>に基づき、小山さんが契約しているペット医療費用保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[小山さんの契約内容]

保険種類：ペット医療費用保険
 保険契約者・被保険者：小山さん
 対象ペット：小山さんが飼っている犬1匹
 保険期間：1年間
 補償対象：治療費用（通院なし型）
 保険金支払割合：70%
 年間支払限度額：70万円
 ※特約は付帯されていない。

[治療等に要した金額]

診断費：X線検査費用 14,000円
 診察費：初診料 8,500円
 手術費：手術費用 165,000円
 入院費：12日間 69,500円
 薬剤費：獣医師の処方による薬剤費用 7,000円
 文書料：各種証明書類の作成費用 5,000円
 その他：ペットの移送費用 11,000円
 ※治療等に要した金額は確定済みで、治療に関連するその他の費用は発生していない。
 ※契約時から本件事故までの間に保険金の支払いは一切ないものとする。

<資料>

[ペット医療費用保険普通保険約款（抜粋）]

第1条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合は、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して、この約款に従い治療費用保険金（注）をお支払いします。

（注）以下「保険金」といいます。

(2) 本条（1）の損害には、手術を伴わない通院による治療を受けたことによって被った損害は含みません。

第2条 [対象ペットー補償の対象となる動物]

この約款における対象ペットは、保険証券に記載された犬または猫をいいます。

第3条～第5条ー省略ー

第6条 [費用の範囲]

(1) 第1条 [保険金をお支払いする場合] (1) の費用とは、次の①から④に掲げるものをいいます。

- ① 獣医師の行う診断(注1)に要する費用
- ② 獣医師による診察費(注2)、処置費および手術費
- ③ 動物病院の入院費
- ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料(注1) 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。(注2) 初診費および再診費をいいます。

(2) 本条(1)の費用には、次の①から⑱に掲げるものは含まれません。

- ① ワクチン接種費用およびその他疾病予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用
- ② 妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用
- ③ 不妊、避妊を目的とした手術および処置に伴う費用
- ④ 乳歯遺残、停留嚢丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生に起因する全ての処置ならびに爪の切除、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りの処置費用
- ⑤ 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、疾病治療ではない手術に要する費用
- ⑥ 歯科治療費用および歯石除去費用
- ⑦ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの
- ⑧ シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー
- ⑨ ノミおよびマダニの除去費用
- ⑩ 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- ⑪ 往診費用、対診費用および夜間休日診療費用
- ⑫ ペットの移送費
- ⑬ マイクロチップの挿入費用
- ⑭ 安楽死のための費用
- ⑮ 葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用
- ⑯ 各種証明書類の作成費用および郵送費
- ⑰ 相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用
- ⑱ 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用
- ⑲ 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用

第7条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当社は、被保険者が第1条 [保険金をお支払いする場合] の損害を被った場合には、次の算式によって算出した額を治療費用保険金として、その損害を被った被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{治療費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額 (注1)}} \times \boxed{\text{保険金支払割合 (注2)}}$$

(注1) 被保険者が負担した費用の額をいいます。

(注2) 保険金支払割合として保険証券に記載された割合をいいます。

(2) 一省略一

1. 184,800円
2. 188,300円
3. 196,000円
4. 264,000円

問 1 2

戸建て住宅を2014年4月に購入して居住している個人事業主の大垣さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

大垣さん（51歳）：個人事業主
妻（51歳）：専従者
長女（25歳）：会社員（両親と別居・別生計、未婚）
長男（21歳）：大学生（両親と別居・同一生計、未婚）

[大垣さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：地震保険付帯住宅総合保険
保険契約者＝被保険者：大垣さん
保険期間：住宅総合保険 2014年4月1日から30年間
地震保険 2014年4月1日から5年間（自動継続）
保険の対象：鉄骨造2階建て専用住宅1棟
保険価額：4,000万円
保険金額：住宅総合保険金額 4,000万円
地震保険金額 2,000万円

<契約②>

保険種類：住宅向け火災保険
保険契約者＝被保険者：大垣さん
保険期間：2017年4月1日から5年間
保険の対象：<契約①>の保険の対象である建物内収容家財一式
保険価額：2,500万円
保険金額：2,500万円

<契約③>

保険種類：普通傷害保険
保険契約者＝被保険者：大垣さん
保険期間：2021年4月1日から1年間
保険金額：傷害死亡・後遺障害保険金額 1,000万円
入院保険金額（日額） 6,000円
通院保険金額（日額） 3,000円
特約：個人賠償責任補償特約

<契約④>

保険種類：所得補償保険

保険契約者＝被保険者：大垣さん

保険期間：2021年4月1日から1年間

保険金額：月額60万円（就業不能期間1ヵ月についての金額）

免責期間：7日

(問題37)

(設問A) 大垣さんが契約している地震保険付帯住宅総合保険<契約①>と住宅向け火災保険<契約②>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯されていないものとする。

1. <契約①>の地震保険付帯住宅総合保険では、水災で建物が床上浸水し、損額額が200万円となった場合、補償の対象となる。
2. <契約①>の地震保険付帯住宅総合保険では、雹（ひょう）が降って、大垣さんの自宅の屋根が損壊し、損害額が30万円となった場合、補償の対象となる。
3. <契約②>の住宅向け火災保険に地震保険を付帯する場合、地震保険金額は750万円から1,250万円の範囲で設定することになる。
4. <契約②>の住宅向け火災保険に地震保険を付帯する場合、時価30万円を超える絵画を住宅向け火災保険の対象として保険証券に明記したとしても、地震保険の補償の対象とならない。

(問題38)

(設問B) 大垣さんが契約している普通傷害保険<契約③>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約は付帯されていないものとする。

1. 大垣さんが炎天下で仕事をしていて熱中症になり入院した場合、保険金の支払い対象とならない。
2. 大垣さんが新しい靴で靴擦れを起こし通院した場合、保険金の支払い対象とならない。
3. 大垣さんが海外旅行中に交通事故に遭い、ケガをして入院した場合、保険金の支払い対象となる。
4. 大垣さんが国内旅行中に細菌性食中毒にかかり入院した場合、保険金の支払い対象となる。

(問題39)

(設問C) 大垣さんは、業務中の事故でケガをし、2021年9月1日から15日間入院した後、さらに医師の治療を受けながら18日間自宅療養し、その間、まったく働くことができなかった。大垣さんが契約している所得補償保険<契約④>から支払われる保険金の額として、最も適切なものはどれか。なお、大垣さんの休業前12ヵ月間の平均月間所得は90万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就労不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日として日割り計算により保険金の額を算定することとする。

1. 52万円
2. 66万円
3. 78万円
4. 99万円

問 1 3

賃貸アパート1棟を所有し、不動産賃貸業を営んでいる橋口さん（個人事業主）は、下記＜資料＞に記載されている損害保険に加入しています。賃貸アパートに係る損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、賃貸アパートの居室はすべて賃借人に貸し出しており、橋口さんとその家族（同一世帯の親族）は当該アパートには居住していません。

＜資料＞

[契約①]

保険種類：施設所有（管理）者賠償責任保険

保険契約者＝保険料負担者：橋口さん

被保険者：橋口さん

保険の対象：橋口さんの所有する賃貸アパート建物2階建て1棟（10戸室）

保険期間：2021年1月1日から1年間

保険料：20,000円（年払い）

その他特約：なし

[契約②]

保険種類：火災保険

保険契約者＝保険料負担者：橋口さん

保険の対象：橋口さんの所有する賃貸アパート建物2階建て1棟（10戸室）

保険期間：2021年4月1日から3年間

保険料：600,000円（一時払い）

その他特約：なし

(問題 4 0)

(設問A) 橋口さんが契約している施設所有(管理)者賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. アパートの外壁タイルが腐朽によって剥がれ、駐車していた橋口さんの所有する車両に落下し損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
2. 請負業者の作業員がアパートの屋根を修理中に誤って工具を落とし、通行人がケガをした場合、保険金の支払い対象となる。
3. アパートの排水管の継目が地震によって破損し、漏水して入居者の家財に水濡れ損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
4. アパートの階段の手すりの破損を見逃していたため来訪者が転落してケガをした場合、保険金の支払い対象となる。

(問題 4 1)

(設問B) 橋口さんの2021年分の所得税の計算上、<資料>に記載されている損害保険契約の保険料のうち、必要経費に算入できる最大金額として、最も適切なものはどれか。なお、<資料>のほかに保険契約はないものとする。

1. 150,000円
2. 170,000円
3. 600,000円
4. 620,000円

問 1 4

C F P[®]認定者は、食品製造販売業者である株式会社B G（以下「B G社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[B G社の概要]

事業内容：食品製造・販売（主に弁当や惣菜の製造・販売を行っている）

資本金：5,000万円

従業員：120名（うち、パート・アルバイト80名）

所有建物：事務所、製造工場、店舗

所有車両：自家用普通乗用車1台、自家用小型貨物車8台

(問題 4 2)

(設問A) 法人向け普通火災保険に付帯する拡張危険担保特約についてC F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。なお、火災保険の拡張危険担保特約は、個々の法人契約者のニーズに対応するため、保険約款の担保範囲を拡張する特約の総称である。

1. 「電氣的・機械的事故担保特約は、保険の対象である機械設備に運転中の突発的な事故によって損害が生じた場合、保険金の支払い対象となります。」
2. 「水災危険担保特約は、台風や暴風雨などによる洪水等によって保険の対象に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となります。」
3. 「風災および雹（ひょう）災危険担保特約は、台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災または雹（ひょう）災によって保険の対象に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となります。」
4. 「地震危険担保特約は、家計地震保険と同様に、建物は一事故につき5,000万円を限度として保険金が支払われます。」

(問題 4 3)

(設問B) 自動車保険のフリート契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、B G社が所有する車両はすべて損害保険会社が扱う自動車保険に加入するものとする。

1. 所有・使用する契約車両が10台目に到達した日から、フリート契約者として取り扱われる。
2. 所有・使用する総契約台数および損害率等を基に、保険料の割増引が決定される。
3. 所有・使用する個々の車両について、ノンフリート契約と同様に、運転者の年齢条件を設定することができる。
4. 所有・使用するすべての車両を1保険証券で契約する場合、全車両一括付保特約を付帯することができる。

(問題 4 4)

(設問C) B G社が契約を検討している生産物賠償責任保険（食中毒・特定感染症利益担保特約付帯）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、他の特約は付帯しないものとする。

1. 工場で製造した弁当が原因で食中毒が発生した場合、弁当を回収し廃棄に要した費用は補償の対象となる。
2. 工場で製造した弁当が原因で食中毒が発生した場合、弁当を再製造した費用は補償の対象となる。
3. 販売した弁当に起因して食中毒が発生し、営業が休止となったために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用）は補償の対象となる。
4. 製造中の弁当を従業員が試食して食中毒が発生した場合、当該従業員に対する法律上の損害賠償責任を負担することによる損害は補償の対象となる。

(問題 4 5)

(設問D) 法人向け損害保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯しないものとする。

1. 動産総合保険では、保険の対象である動産について、地震や噴火を含むすべての偶発的な事故により生じた損害は補償の対象となる。
2. 約定履行費用保険では、偶発的事由が生じた際に一定の金銭等の債務を履行または免除する約束を第三者とあらかじめ取り決めている場合、その約束を履行することで被る損害が補償の対象となる。
3. 雇用慣行賠償責任保険では、会社内で発生した従業員のセクシャルハラスメント等の不当行為に起因して、会社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となる。
4. 取引信用保険では、継続的な商取引を行っている取引先の倒産等によって売上債権の回収ができないことにより、会社が被る損害が補償の対象となる。

問15

株式会社MC（以下「MC社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、MC社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：積立普通傷害保険

保険契約者：MC社

被保険者：MC社の全従業員（10名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 2,000万円

入院保険金額（日額） 5,000円

通院保険金額（日額） 3,000円

満期返戻金 100万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：一時払い保険料 104万円

積立特約保険料 98万円

平準積立保険料 96万円

死亡保険金受取人：被保険者の法定相続人

保険期間：2021年1月1日から5年間

[契約②]

保険種類：介護費用保険

保険契約者：MC社

被保険者：MC社の役員（2名）

保険金受取人：被保険者

年払い保険料：被保険者1名当たり10万円

保険始期：2007年4月1日

※現在、被保険者は全員60歳未満である。

(問題46)

(設問A) 2020年度末(2021年3月31日)におけるMC社の契約している積立普通傷害保険(10名分)の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、最も適切なものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いはないものとする。

1.	借方	貸方
	積立保険料 9,600,000円	現金・預金 10,400,000円
	福利厚生費 800,000円	
2.	借方	貸方
	積立保険料 9,800,000円	現金・預金 10,400,000円
	福利厚生費 600,000円	
3.	借方	貸方
	積立保険料 9,600,000円	現金・預金 10,400,000円
	前払保険料 760,000円	
	福利厚生費 40,000円	
4.	借方	貸方
	積立保険料 9,800,000円	現金・預金 10,400,000円
	前払保険料 570,000円	
	福利厚生費 30,000円	

(問題47)

(設問B) MC社の契約している積立普通傷害保険(10名分)が満期を迎え、MC社が満期返戻金を受け取った際の経理処理(税務処理)として、最も適切なものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いや満期時における契約者配当金はないものとする。

1.	借方	貸方
	現金・預金 10,000,000円	積立保険料 9,600,000円
		雑収入 400,000円
2.	借方	貸方
	現金・預金 10,000,000円	積立保険料 9,800,000円
		雑収入 200,000円
3.	借方	貸方
	現金・預金 10,000,000円	積立保険料 9,600,000円
		前払保険料 400,000円
4.	借方	貸方
	現金・預金 10,000,000円	積立保険料 9,800,000円
		前払保険料 200,000円

(問題48)

(設問C) 2020年度末(2021年3月31日)におけるMC社の契約している介護費用保険の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、最も適切なものはどれか。

1.	借方	貸方
	福利厚生費 200,000円	現金・預金 200,000円
2.	借方	貸方
	役員報酬 200,000円	現金・預金 200,000円
3.	借方	貸方
	福利厚生費 100,000円	現金・預金 200,000円
	前払保険料 100,000円	
4.	借方	貸方
	福利厚生費 100,000円	現金・預金 200,000円
	役員報酬 100,000円	

問 16

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 49)

(設問A) 地震保険料控除(損害保険料控除の経過措置を含む)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<所得税の地震保険料控除の控除額の速算表>

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2+5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高5万円)

1. 年間で所得補償保険の保険料1万円、地震保険の保険料3万円、ペット保険の保険料1万円、損害保険料控除の経過措置の対象となる積立傷害保険の保険料2万円をそれぞれ支払った場合、所得税における地震保険料控除の額は5万円となる。
2. 2021年中に保険料の変更を伴う給付金支払期間の変更があった年金払積立傷害保険契約(保険始期2005年10月1日)は、2021年以降は地震保険料控除の対象とならない。
3. 店舗併用住宅の建物を保険の対象とする地震保険の保険料は、居住の用に供する部分の割合が建物全体のおおむね50%以上の場合は、その全額を地震保険料控除の対象とすることができる。
4. 家財を保険の対象とする地震保険の保険料は、地震保険料控除の対象とならない。

(問題50)

(設問B) 会社員の長谷川さんは、下記<資料>の保険契約を損害保険会社と締結している。これらの保険契約に係る保険金の税務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<資料>

[契約①]

保険種類：自動車保険

保険契約者＝保険料負担者：長谷川さん

記名被保険者：長谷川さん

補償内容：対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険、人身傷害保険が付帯されている。

[契約②]

保険種類：golfer保険

保険契約者＝保険料負担者：長谷川さん

被保険者：長谷川さん

補償内容：ホールインワン・アルバトロス費用担保特約が付帯されている。

[契約③]

保険種類：普通傷害保険

保険契約者＝保険料負担者：長谷川さん

被保険者：長谷川さん

死亡保険金受取人：長谷川さんの配偶者

補償内容：死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金

1. 長谷川さんが自動車事故により寝たきりとなり、[契約①]の人身傷害保険の後遺障害保険金5,000万円を長谷川さんが受け取った場合、所得税の課税対象とならない。
2. 長谷川さんがゴルフプレー中にアルバトロスを達成し、贈答用記念品購入費用を補てんするものとして、[契約②]のホールインワン・アルバトロス費用保険金100万円を長谷川さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 長谷川さんがゴルフプレー中に誤って他人にケガをさせて、[契約②]の損害賠償責任保険金200万円が被害者に支払われた場合、保険金を受け取った被害者は、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 長谷川さんが不慮の事故で死亡し、[契約③]の死亡保険金5,000万円を長谷川さんの配偶者が受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。